

平成28年第4回

智頭町議会臨時会会議録

平成28年11月24日 開会

平成28年11月24日 閉会

智頭町議会

第4回智頭町議会臨時会会議録

平成28年11月24日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第 93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第 94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第 95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第 96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第 97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第 98号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第 99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第100号 物品購入契約の締結について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第 93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第 94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 7. 議案第 95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8. 議案第 96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 9. 議案第 97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第10. 議案第 98号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第 99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第100号 物品購入契約の締結について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 河村 仁志	2番 高橋 達也
3番 大藤 克紀	4番 岩本 富美男
5番 中野 ゆかり	6番 平尾 節世
7番 谷口 雅人	8番 岸本 眞一郎
9番 徳永 英太郎	10番 石谷 政輝
11番 大河原 昭洋	12番 酒本 敏興

1. 会議に欠席した議員(0名)

1. 会議に出席した説明員(3名)

町 長	寺谷 誠一郎
総務課 長	葉狩 一樹
企画課 長	河村 実則

1. 会議に出席した事務局職員(2名)

事務局 長	寺坂 英之
書記	塚越 奈緒子

開 会 午後 2時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、平尾節世議員、7番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年9月分から平成28年10月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出され

ておりますのでご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る10月24日、25日に開会され、4件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る10月25日に開会され、1件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る11月14日に開会され、10件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11月14日付をもって町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4. 議案第92号から日程第12. 議案第100号まで 9案
一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）から日程第12、議案第100号 物品購入契約の締結についてまでの9議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第4回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明し

ます。

まず、議案第92号から議案第97号までは、補正予算についてです。

議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算につきましては、平成28年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の0.1月引き上げ及び給料表の改正を行うため、各費目について所要の経費を計上しています。あわせて、人件費の調整による特別会計への繰出金を措置しています。

また、消防費では、消防団員退職者の増により退職報奨金の増額を、教育費の保健体育総務費では、八頭郡学童軟式野球競技力向上のための野球教室開催に係る負担金をそれぞれ措置しています。

今回の一般会計補正予算額は、1,376万9,000円であり、補正後の予算総額は、70億7,604万6,000円となります。

次に、議案第93号から議案第97号までは、特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、平成28年の人事院勧告を踏まえ、人件費の調整を行ったものです。

議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の0.1月引き上げ及び給料表の改正を行うものです。

議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.1月引き上げるものです。

議案第100号 物品購入契約の締結につきましては、簡易放送サーバの購入について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

以上、本臨時会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）から議案第100号 物品購入契約の締結についてまでの9議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。

ます。ご承知ください。

議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第4号）であります。前もって配布いたしております平成28年度11月補正予算概要、これもあわせてごらんいただきたいと思います。

補正予算書は、9ページから17ページでございます。一括して説明をさせていただきます。

先ほど、町長が提案理由で述べましたが、このたびの平成28年人事院勧告を踏まえまして、給料及び勤勉手当の引き上げにより、給料、職員手当、共済費の各費目について、それぞれ9ページから17ページまで各費目について措置いたしております。

また、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきましても、人件費を調整したことによりまして、それぞれの特別会計への操出金の増額措置をいたしております。

次に、補正予算書15ページをご覧いただきたいと思います。概要書は2ページでございます。

非常備消防費につきましては、先ほど町長の提案理由にありましたように、消防団員退職者、当初の見込みから9名の増によりまして、退職報奨金を増額いたしております。

それから、補正予算書の17ページでございます。

教育費の保健体育総務費では、これも提案理由で町長のほうが述べましたが、八頭郡の学童軟式野球競技力向上のための野球教室の開催にかかります負担金、それぞれ措置いたしております。

以上、一般会計合計1,376万9,000円の補正となっております。なお、財源といたしましては、補正予算書の2ページでございます。繰越金、それから諸収入をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） これはもう、全般でよろしいんですね。分けてではないですね。

消防費の部分で、その退職者が多くなったと言っていましたので、この人数的なものをおしえていただけませんか。当初より何人ふえて、総人数で何人になったかおしえてください。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 当初の予算時では25名を予定しておりましたが、退職者が34名ということで、9名の増で679万の増額ということでございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書の20ページをごらんいただきたいと思います。

議案第93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

25ページ及び26ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計同様、人事院勧告によります、給料、職員手当を増額いたしております。なお、歳入、25ページですが、一般会計からの繰入金をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

議案第94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、28ページをごらんください。

議案第94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

33ページ及び34ページでございます。

一般会計同様、給料、職員手当、共済費につきまして、人事院勧告にもとづく増額をいたしております。なお、一般会計の繰入金をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

議案第95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、補正予算書の36ページでございます。

議案第95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

41ページ、42ページでございます。

給料、それから職員手当につきまして、人事院勧告にもとづきます措置をいたしております。なお、一般会計の繰入金をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

議案第96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、44ページをごらんください。

議案第96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

49ページ、50ページをごらんください。

歳出のほうでございます。一般管理費、それから総合相談事業費、介護予防支援費、それぞれにつきまして、人件費の調整をおこなっております。なお、一般会計の繰入金をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

議案第97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、水道会計1ページでございます。

議案第97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)。

3ページをごらんください。

総係費の給料及び職員手当を、人事院勧告にもとづきます措置をいたしております

以上でございます。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

2ページをごらんいただきたいと思います。議案の概要書は1ページでございます。

これにつきましては、平成28年人事院勧告を踏まえまして、勤勉手当支給月数の引き上げ及び給料表の改正を行うものでございます。

内容につきましては、まずは2ページの第19条第2項第1号でございます。勤勉手当支給月数の改正でございます。年間1.6月を0.1月引き上げ、6月、12月それぞれ0.85月に改正をするものでございます。なお、第1号中、特別幹部職員及び第2号中、再任用職員についての改正でございますが、本町の職員には適用はございません。

2ページから5ページが新しい給料表でございます。なお、この改正条例の施行日は、公布の日でございます。なお、2ページの第2条中、給料表につきましては、平成28年4月1日から適用というものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 地方公務員の給与決定に関しましては、地方公務員法第24条第2項において、職員の給与は、生計費並びに他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されています。

この公務員法第24条第2項を、どのように従い、本町の職員の給与を決定しておられるかお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 給与決定に関する原則というものでございまして、均衡の原則というもので、先ほど議員の第24条の朗読がございましたが、まさにその生計費、国及び地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、そういった事情を考慮して定めるということで、私どもも、給与決定はあくまでも国及び他の地方公共団体に準じて定めておるものでございまして、この人事院勧告を尊重して、基本に改正するものでございます。ほかの該当するものはございません。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） その、他の地方公共団体の中には、鳥取県という部分も含まれているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） すべての地方公共団体だと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） すべてというのは、また違うかと思えます。それぞれ地方公共団体によっては一律ではないと認識しておりますが、その点いかがですか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 人事委員会を持ちます県及び市町につきましての状況は、それぞれの人事委員会が勧告をして給与の決定を行うものでございまして、本町におきましては人事委員会を置かない団体でございますので、その他の地方公共団体の人事委員会を置かない団体に準じて、人事院勧告を尊重して、この給与決定を行っております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） それでは、毎年なんですけれども、本町は国の人事院勧告にもとづき給与を改定しております。

そこでですけれども、平成28年の国の人事院勧告の改定の中には、扶養手当の見直しというのがあります。内容としましては、配偶者に関わる手当額を他の扶養親族に関わる手当額と同額まで減額し、それにより生じる原資を用いて、子に関わる手当を引き上げるというものです。

今回、この扶養手当に関しましては議案にあがっていないようですけれども、国の人事院勧告にもとづき改定するというものであれば、この扶養手当に関しましても議案にあげるべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） ご指摘のとおり、国の給与勧告の骨子には、扶養手当の改正がございます。

平成29年4月1日から段階的に実施ということでございますので、本町では、これからその時期に見合うまでに条例の改正を行うということで、現在進めております。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案際99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

議案際99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

7ページをごらんいただきたいと思います。議案の説明書は同じく1ページでございます。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

この改正につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴いまして、町長、副町長、病院事業管理者、教育長等の特別職の期末手当支給割合0.1月の引き上げについて、国に準じて改正を行うものでございます。

年間3.15月を0.1月引き上げて、6月に1.55月、12月に1.70月それぞれ引き上げ、年間3.25月に改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成29年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の特別職という場合に、今説明した4名以外に、町

会議員も適用になるというお話でした。

この職員等の施行日は公布をした日となっていますが、なぜこの特別職だけの実施を4月1日にしたんでしょうか。そこの理由についてをお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 特段の意図的なものはありません。

4月1日から改正するというので、施行日については各自治体に施行期日は委ねられておりますので、本町では4月1日から施行するというのでございます。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 14日の全員協議会の説明の中で、今回の、本来ならこの12月の期末手当から適用になるものを、4月1日に先送りするんだと。

これは、町長のたつての強い希望だという具合にお話を聞きました。たぶん町長の発案だと思いますが、町長、このことについて、どんな理由、背景があったのでしょうか

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 強い意向とおっしゃいますが、ちょっとそれはいかななものでしょう。

今、総務課長が申しましたように、そういうふうに行ったというだけであります。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） なお言いますと、この14日の全協のときの説明では、今智頭町は、この大麻の件で非常に信用失墜をしていると、そのことについて町長は、今の状況の中でこういう特別職の期末手当がアップということは町民の批判を招くので、これを先送りしたい、一種のこの大麻事件のひとつの責任を取って先送りをしたいんだというような説明でしたが、その、この内容についてはどうでしょうか。間違いなのでしょうか。何かほかの理由があるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 諸般の事情と、現在の本町の町政運営に鑑みて、総合的に判断したものでありまして、それ以上のことはございません。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然、本来なら特別な事情があつて、非常に町の財政が

厳しいので、せめて特別職が率先してやるんだとか、いろんな理由がなければ、別に財政的にひっ迫してて、特別職の期末手当を上げる財源がないからとか、本来なら延ばす理由があるはずです。

もう少し、ここの延ばす理由について明確にお答えください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今申しましたように、現在の本町の町政運営に鑑み、総合的判断したもの、それ以上のことはございません。

○議長（酒本敏興） 岸本眞一郎議員、質疑の時間ですので、そのあたりのことを踏まえて質問をしていただきたいと思います。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今、町長の答弁では、町政運営のという話でしたね。財政的に問題があるからという話ではない。なんかその、抽象的に町政運営という話です。

今回、議員も特別職に含まれていますので、自分たちがすることにおいてその理由がわからない。本来なら、ありえない話です。当然、議員にも、こうこうこういう理由だからさせていただきたいという理由があるはずですが、それが14日には、ほぼ実態、本当のところの説明されたように思いますが、きょうになって、その説明が全然なされておられません。これは、どういうことでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 何回も申しますけども、私の今説明したとおりで、総合的に判断したもの、それ以上のことはございませんということで、何回ご質問になっても、それをお答えするというところでございます。

○議長（酒本敏興） そのほか、ご質疑はありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 特別職の給与に関する法律が改正されたことを踏まえて、町長等の特別職の職員の期末手当を引き上げるという説明でしたが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を見てもとみると、俸給月額改正と特別給の改正の2本立てでございまして、

このたびあがっている議案というのは、特別給の改定のみとなっておりますが、特別職の給与に関する改定に関する考え方をお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほどのご質問の中で、月例給の決定の件でございましょうか。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 言葉が飛んでいたら申し訳ありません。俸給月額の改定と特別給の改定の2本立てでございます。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 国家公務員の給与改定の関係で、月例給の改定につきましては、いわゆる一般職の指定職に準じておりますので、内閣総理大臣等の俸給月額については、一般職の指定職員に準じて改定はなしということでございます。

それから、特別給、ボーナスの改定につきましては、内閣総理大臣等の特別給を一般職の指定職職員に準じて0.1月引き上げて3.25月にするというものでございますので、月例給の改定はございません。

○議長（酒本敏興） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第100号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書の8ページをごらんください。

議案第100号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるということでございます。

1として、物品名及び数量。簡易放送サーバ1台。

契約金額、1,499万5,800円。

契約の相手方、鳥取市湯所町2丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店 支店長 高須幸敏。

契約の方法、随意契約でございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時45分

○議長(酒本敏興) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算(第4号)の
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第92号 平成28年度智頭町一般会計補正予算(第4号)を
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第93号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第94号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第95号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第96号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を認めます。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 私は議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正についてについて、反対の立場で討論いたします。

本町は、主には国の人事院勧告にもとづき職員給与を改定していますが、この国の人事院勧告の対象となる職員は、全国の国家公務員と地方公務員合わせて

332万8,000人いる中の「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける一般職の公務員約27万5,000人が対象です。ですから、本町は別に国の人事院勧告にもとづいて改定しなくてもいい訳です。

肝心なのは、地方公務員法第24条第2項であると考えます。内容を改めて読み上げますと、「職員の給与は、生計費並びに他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定されています。

しかしながら、実際、本町の生計費や民間企業の給与をどのように比較するかという問題もあります。そこで私は、鳥取県の指針にもとづいて決定すべきではないかと考えます。

鳥取県では国の人事院勧告を受け、地方公務員法第24条第2項にもとづき、鳥取県の人事委員会が県内の企業や生計の調査をしております。ちなみに、鳥取県の平成28年給与に関する報告では、民間給与との格差1.07%を埋めるため、給料表の水準を引き上げる。また、特別給を引き下げる、期末手当マイナス0.1月となっています。

私は、職員の給与等を引き下げろとっているのではなく、改定基準となるものを、国の人事院勧告ではなく、鳥取県の勧告に従うべきとの思いで反対するものです。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（酒本敏興） 次に、原案に賛成者の討論を認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を認めます。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 私は、議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

反対内容としましては、議案第98号で申し上げた内容と同じ観点です。

特別職の職員の給与関係にしても、鳥取県の人事院勧告にもとづき改定すべきと思っております。ちなみに鳥取県の平成28年の特別職の給与に関しては、まだ公表されていないのでわかりかねますが、例年、一般職の改定にともない改定されるため、特別給は引き下げられるものと推測いたします。

ということで、特別職の職員の給与に関しても、国の人事院勧告ではなく、鳥取県の勧告に従うべきとの思いで反対するものです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 次に、原案に賛成者の討論を認めます。

11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 私は、議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

まず、本町はこれまで、人事委員会を持たない地方公共団体として、国の人事院勧告を尊重し遵守してきました。

そして、本議案は、国の人事院勧告に基づいて改正されるものであり、議案第98号の職員の給与に関する条例の一部改正についてと等しく、本来は、公布の日から施行されることが望ましいと考えます。

しかし、執行部の提案にありましたように、現在の本町における諸般の事情も考慮し、本議案の施行期日を平成29年4月1日に先延ばしするという執行部提案は、住民の視点を特に大切にし、配慮した適正なものであると判断します。

よって私は、このような見地に立ち、本条例改正案の制定について、あらためて賛成であることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（酒本敏興） 次に、原案に反対者の討論を認めます。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 私は、議案第99号に対して、反対の立場で討論しますが、最初に言っておきますが、報酬の引き上げに反対するのではなく、期日、施行日を4月1日に延ばすということに反対であります。

本案は、人事院勧告に基づく民間との格差0.1月分を調整するものです。

本来なら、本議会で可決されたならば、12月の期末手当に反映されるべきものを、行政運営上の諸般の事情で、実施の日を来年4月1日にするという答弁しか返ってきませんでした。

この本会議に先立って、11月14日全員協議会があり、担当課長から説明があった中では、大麻事件で智頭町の信用を大きく落としている中で、特別職の期末手当を上げるのは批判が強いので、町長の強い希望により先送りすることで責任を取るという形にしたいので、特別職である議員の皆様にも同調していただきたいとの説明でありました。

本日は、そのような説明は一切ありませんでした。私の、町長に求めた質問においても、ただ諸般の事情で先延ばしをするという、非常に具体性のないものでした。これは、全員協議会で説明したように、本当の事情が表面化するのを隠すためのもので、説明責任を果たしてなく、根拠のないものを私は認めるわけにはいきませんので、反対するものであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（酒本敏興） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○5番（中野ゆかり） 議長、暫時休憩を求めます。

○議長（酒本敏興） 同調者はいますか。

それでは、暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時28分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほど、5番 中野ゆかり議員からの暫時休憩を求めた動議が提出されました。休憩中に議会運営委員会を開きまして、皆さんがたのご発言の趣旨をくんで、確認をいたしました。

全協で総務課長が、町長の指示を受けたお話がありました。今回も、町長みずからが答弁をされました。何ら変わらない発言がありましたので、その旨を報告します。

町長が責任を取るというようなことがあったのではないかというようなことも、確認ができません。そういうことはなかったということでございますので、動議の休憩を再開するというところで進めさせていただきたいと思います。

日程第12、議案第100号 物品購入契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第100号 物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 4時31分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年11月24日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 平 尾 節 世

智頭町議会議員 谷 口 雅 人